

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和 2年 2月25日

明日香村長 森 川 裕 一

1. 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 事業名

令和 元年度 第405号 明日香村新庁舎建設事業

(2) 事業期間

契約締結の日の翌日から令和 5年 3月 末日(予定)までとする。

(3) 事業の内容

明日香村新庁舎は、今後長きにわたり、住民生活サービスの拠点及び、活動や交流の拠点及び、防災の拠点となるものでなくてはならず、ユニバーサルデザインの採用など、誰もが使いやすい環境を持つことが必要である。また、明日香村は、明日香法により歴史的風土が保存されていることから、庁舎および敷地全体が周辺環境と調和した明日香らしい景観形成の模範として期待されている。

本事業は、上記の新庁舎に求められる性能や機能を実現し、明日香村にふさわしい新庁舎を設計・建設することを目的とする。

(4) 事業金額

金1,927,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

内訳 実施設計等業務委託金額 金 90,000,000円

新庁舎建設工事等委託金額 金1,837,000,000円

(上記金額に造成工事 金152,000,000円を含む。)

2. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1) 別添、明日香村新庁舎建設事業 設計・施工者選定プロポーザル実施要領の4参加資格に掲げるすべての要件を満たすこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。
- (4) 公告日から契約締結日までの間に、明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこととします。

(5) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3. 業務委託者の選定方法

明日香村は、明日香村新庁舎建設事業業務委託の業務委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、「評価選定要領」に基づき審査を行い、評価が高い応募者から順に、優先交渉権者1者、交渉権者1者を選定します。

プロポーザルへの参加を希望される場合は、実施要領等を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。

尚、主な日程（予定）は、次のとおりです。

内容	日時
現地確認の受付期間	令和 2年 2月26日（水）～ 令和 2年 3月 3日（火）
現地確認期間	令和 2年 3月 4日（水）～ 令和 2年 3月 9日（月）
参加表明に関する質疑の受付期間	令和 2年 2月26日（水）～ 令和 2年 3月 3日（火）
参加表明以外に関する質疑の受付期間	令和 2年 3月 4日（水）～ 令和 2年 3月 6日（金）
参加表明に関する質疑の回答	令和 2年 3月 6日（金）
参加表明以外に関する質疑の回答	令和 2年 3月12日（木）
参加表明書の提出期間及び参加資格審査申請書提出期間	令和 2年 3月17日（火）～ 令和 2年 3月19日（木）
参加資格確認結果及び受付番号の通知	令和 2年 3月26日（木） 予定
V E 項目対話申請書の受付期間	令和 2年 3月23日（月）～ 令和 2年 4月 3日（金）
V E 項目に対する対話の実施	令和 2年 4月 下旬 予定
V E 項目に対する結果の通知・公表	令和 2年 5月 中旬 予定
技術提案書の提出期間	令和 2年 6月22日（月） 令和 2年 7月 3日（金）
審査実施日（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 2年 7月20日（月） ～ 22日（水） 予定

	審査結果の通知	令和 2年 8月 中旬予定
	仮契約締結・審査結果の公表	令和 2年 8月 下旬予定
	本契約の成立（明日香村議会での本契約の議決が条件）	令和 2年 9月 中旬予定

4. 公募型プロポーザル実施要領、電子データの交付期間

(1) 交付期間

令和 2年 2月26日（水）から令和 2年 3月19日（木）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にてDVD-Rを配布（無償）します。
電子データの受領の際は、守秘義務誓約書（様式1）を記入し提出してください。

(2) 交付場所

明日香村役場 2階 総合政策課
〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地
TEL：0744-54-2001（代表）

(3) 交付資料

1) 村ホームページ掲載資料

- ア 明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル実施要領
- イ 明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル様式集
- ウ 明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル参加資格審査申請書提出要領
- エ 明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル評価選定要領
- オ 明日香村新庁舎建設事業要求水準書
- カ 要求水準書 添付資料（資料1～資料3）
- キ 明日香村新庁舎建設事業 設計・施工仮契約書（案）・契約約款（案）

2) 電子データによる提供資料

- ア 明日香村新庁舎建設基本設計図書
- イ 工事関係資料

5. 参加表明書、参加資格審査申請書等の提出

(1) 提出期間

令和 2年 3月17日（火）から令和 2年 3月19日（木）まで
（ただし、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

明日香村役場 2階 総合政策課
〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地
TEL：0744-54-2001（代表）

(3) 提出方法

事務局に持参するか、郵送により提出。ただし、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出期限必着で送付すること。送付後は、必ず事務局宛に電話し、到着確認を行うこと。

6. 質問書の提出

(1) 参加表明に関する質疑

提出期間 令和 2年 2月26日（水）～令和 2年 3月 3日（火）
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
電子メールにて提出。送信後は、必ず事務局宛に電話し受信確認を行って下さい。

(2) 参加表明以外に関する質疑

提出期間 令和 2年 3月 4日（水）～令和 2年 3月 6日（金）
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
電子メールにて提出。送信後は、必ず事務局宛に電話し受信確認を行って下さい。

(3) 提出先

明日香村役場 2階 総合政策課
メールアドレス：seisaku@tobutori-asuka.jp
TEL：0744-54-2001（代表）

7. VE項目対話申請書等の提出

(1) 提出期間

令和 2年 3月23日（月）から令和 2年 4月 3日（金）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

明日香村役場 2階 総合政策課
〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地
TEL：0744-54-2001（代表）

(3) 提出方法

事務局に持参するか、郵送により提出。ただし、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出期限必着で送付すること。送付後は、必ず事務局宛に電話し、到着確認を行うこと。

8. 技術提案書の提出

(1) 提出期間

令和 2年 6月 22日(月)から令和 2年 7月 3日(金)まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場 2階 総合政策課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

T E L : 0744-54-2001 (代表)

(3) 提出方法

提出する全ての書類を封筒に入れて封印し、事務局に持参するか、郵送により提出。ただし、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出期限必着で送付すること。送付後は、必ず事務局宛に電話し、到着確認を行うこと。

9. 契約の不締結

受託候補者の特定後、受託候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 受託候補者の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受託候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 受託候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 受託候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

10. その他

- ・詳細は、明日香村新庁舎建設事業 設計・施工者選定プロポーザル実施要領によるものとする。
- ・現在、建設予定地を含む周辺地域で、地区計画の都市計画決定及び明日香村景観計画景観形成特定区域の策定について令和2年7月を目途に手続中。
- ・古都保存法に基づく高さ制限のただし書に関する知事指定告示について、令和2年7月を目途に奈良県と協議手続中。

11. 問い合わせ先（事務局）

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地
明日香村役場 2階 総合政策課
担当者：藤裏・西山
TEL 0744-54-2001（代表） FAX 0744-54-2440
メールアドレス：seisaku@tobutori-asuka.jp